

川崎市指令環廢 第211号

許可番号 第05720040109号

産業廃棄物処分業許可証



住所 東京都目黒区五本木一丁目2番21号

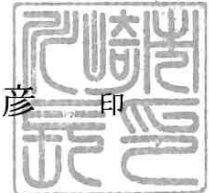
氏名 株式会社 森商会

代表取締役 森 光治 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成31年1月31日

川崎市長 福田 紀彦 印



許可の年月日 平成31年2月1日

許可の有効期限 平成36年1月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、圧縮、破碎・圧縮固化）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、

(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず

以上6種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、(ウ) ガラスくず

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 破碎・圧縮固化に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず

以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

圧縮に係る廃プラスチック類及びガラスくずは、金属くずに付着するものに限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成31年2月1日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

NO COPY

再複写無効



別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設) (設置年月日 平成19年10月1日)	4.36 t/日 (廃プラスチック類) 8.33 t/日 (紙くず) 4.76 t/日 (木くず) 4.49 t/日 (繊維くず) 9.27 t/日 (金属くず) 7.03 t/日 (ガラスくず)	川崎市川崎区白石町3番89ほか(住居表示:川崎市川崎区白石町5番4号) (2743 m ²)
イ 圧縮施設 (圧縮施設) (設置年月日 平成29年4月1日)	99.2 t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	
ウ 圧縮固化施設 (圧縮固化施設) (設置年月日 平成19年10月1日)	3.76 t/日 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破碎施設一式	9.27 t/日	破碎施設
圧縮施設一式	99.2 t/日	圧縮施設
破碎・圧縮固化施設一式	3.76 t/日	破碎施設、圧縮固化施設



この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。